

ベーシックガバナンスチェック 評価実績レポート

～組織評価から見える非営利組織の組織運営の実態～
(2023 年度版)



公益財団法人

日本非営利組織
評価センター

2024 年 3 月発行

Supported by  日本 THE NIPPON
財団 FOUNDATION

目次

1	はじめに	2
2	評価実績データの概要	4
	◆要旨	5
3	評価実績受診団体の概要	6
4	評価項目ごとの傾向	9
資料1	評価制度の概要・お申込み	11

1 はじめに

非営利組織は市民からの信頼が基礎となって成り立つ組織である。立派な公益的事業を展開していても、運営がずさんでは組織内外から確かな信頼を得ることはできない。非営利組織の支援を考える時には、団体が取り組んでいる社会課題や活動内容に注目し、寄付やボランティアなどを行うかどうかを検討する。実際に支援を行う際には、その団体が信頼できるかどうかが大変なポイントになる。

日本非営利組織評価センターでは、非営利組織の信頼性を評価で応援するために、「グッドガバナンス認証」と「ベーシックガバナンスチェック」という2種類の組織評価を実施している。非営利組織を対象に活動分野を問わず、全国規模で第三者組織評価を実施している国内初の取り組みである。

今回は、2つの評価制度のうち、ベーシックガバナンスチェックの評価実績をもとにした調査レポートを作成した。これまでのベーシックガバナンスチェック受診団体の実態を調査・分析することにより、非営利組織のガバナンスの傾向を把握することで、組織運営の参考資料として活用できるようにするために、調査を実施したものである。第4回目の発行となる今回は2022年度分を集計している。

本レポートでは、次のようなことを知ることができる。

- ベーシック評価基準に基づく、非営利組織のガバナンスの運営状況の実態がわかる。
- 評価団体の組織運営状況と比較することで、自団体の組織運営の状況を確認することができる。
- 非営利組織が苦手としている項目の傾向を知ることができるとともに、具体的な対応策がわかる。

団体を運営されている皆さまは、本レポートを自団体の役職員のガバナンス意識の向上やガバナンスの改善に活用されることを期待している。

非営利組織のサポートをされている企業、助成財団、中間支援組織等のみなさまには、支援活動の参考にしてほしい。

<ベーシックガバナンスチェックとは>

ベーシックガバナンスチェックとは、ベーシック評価基準25項目に基づく簡易的な組織評価である。非営利組織の組織運営について、法令・定款に基づいた基本的なガバナンスが適切に行われているかどうかを評価するものである。結果はベーシックガバナンスチェックリストで公開され、第三者評価を受け、情報開示に積極的な透明性の高い団体であることを社会へアピールできる。

【Web サイト】 <https://jcne.or.jp/catalog/>

<名称変更と制度変更について>

2020年7月に制度変更を行っている。「ベーシック評価」から「ベーシックガバナンスチェック」に名称を変更するとともに、評価方法を変更した。新制度では当センターによる第三者評価と団体自らが行うセルフチェックのハイブリッド型で実施している。評価基準23項目のうち、項目1～8が被評価団体から提出された団体情報と書類をもとに行う第三者評価となる。項目9～23が被評価団体によるセルフチェックでの評価の項目となる。

2023年4月にベーシック評価基準の改訂を行っている。ベーシックガバナンスチェックは制度開始から7年目を迎えた2022年度に、NPOセクターを取り巻く社会状況の変化やこれまでの評価実績から明らかになったNPOの現状と評価内容のギャップ等を考慮した上で、ベーシック評価基準の見直しを行った。

寄付者や企業等の支援者にとって活用できる評価制度として、評価を受けるNPO等にとってはガバナンスや組織運営の改善と自団体の信頼性のアピールに活用できるものとして、制度のより一層の充実を図ることを目的に実施した。

ベーシック評価基準の主な改訂内容

- ①従来のベーシック評価基準をもとに、評価するJCNE事務局、被評価団体、評価情報を活用する支援者にとって、より使いやすい評価基準に改訂する。
- ②法令または定款に基づく組織運営をベースに、JCNE独自設定基準として非営利組織の組織運営の基本となる内容を評価基準に盛り込む。
- ③非営利組織のコンプライアンスの観点から、利益相反防止について、新たに基準に追加する。
- ④法改正及び社会状況に基づき、ハラスメント防止に関する基準を追加する。
- ⑤その他、各基準の内容と表現、項目の分類や基準の並びについて見直す。
- ⑥評価基準25項目のうち、項目1～11が被評価団体から提出された団体情報と書類をもとに行う第三者評価となる。項目12～25が被評価団体によるセルフチェックでの評価の項目となる。ただし、役員報酬の支払いなし、雇用なしの場合、一部の基準において適用除外となる。

ベーシック評価の新旧対照表

<https://jcne.or.jp/data/basic-comparative-table.pdf>

※本レポートの対象年度である2022年度は旧23基準での評価である。

2 評価実績データの概要

評価実績の調査データ

(1) 対象となるデータ

対象制度：ベーシックガバナンスチェック制度（旧基準 23 項目）

対象法人：特定非営利活動法人（認定・特例認定含む）、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人

対象期間：2022 年 4 月～2023 年 3 月

対象件数：290 件（評価確定通知を発行した団体数）

(2) 対象団体のデータ収集項目

① 法人格の種別

② ベーシック評価旧基準 23 項目ごとの基準達成状況（満たしている/満たしていない）

③ 設立年数

④ 雇用の有無

※①～④については、評価受診時の情報をもとに集計。

(3) データ収集の方法

集計方法：

評価に関する情報は、当センターによる評価確定の実績より集計を実施した。

★今回の調査で用いる評価結果は、それぞれの団体が最初に受けた評価の結果を集計している。また、本来は評価対象としていない団体も評価を行い集計している。基準を満たしていない項目は、評価団体が組織運営を改善した後に再評価を受けることが出来る。全ての基準を満たしていない団体の多くは、自ら改善を行い、再評価を受けている。

◆要旨

今回の調査レポートでは、2022年度に日本非営利組織評価センターのベーシックガバナンスチェックを受診した290団体の分析となる。本来は評価対象としていない団体も評価を行い集計している。全ての基準を満たしていない団体の多くは、自ら改善を行い、再評価を受けている。

(1) 評価を受けた団体

6年間(2016～2022年度)の評価確定団体の累計数

※ () 内は、任意団体4件を含む実績数

年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
評価団体数	24団体	51団体	28団体	65団体	176団体	180団体 (184)	290団体
累計数	24団体	75団体	103団体	168団体	344団体	524団体 (528)	814団体 (818)

(2) 法人格ごとの内訳 (対象: 290団体)

特定非営利活動法人(認定・特例認定含む) 192団体 【計 192団体】

一般社団法人 63団体・一般財団法人 2団体 【計 65団体】

公益社団法人 5団体・公益財団法人 14団体 【計 19団体】

社会福祉法人 14団体 【計 14団体】

(3) ベーシック評価基準の達成項目数と団体数 (対象: 290団体)

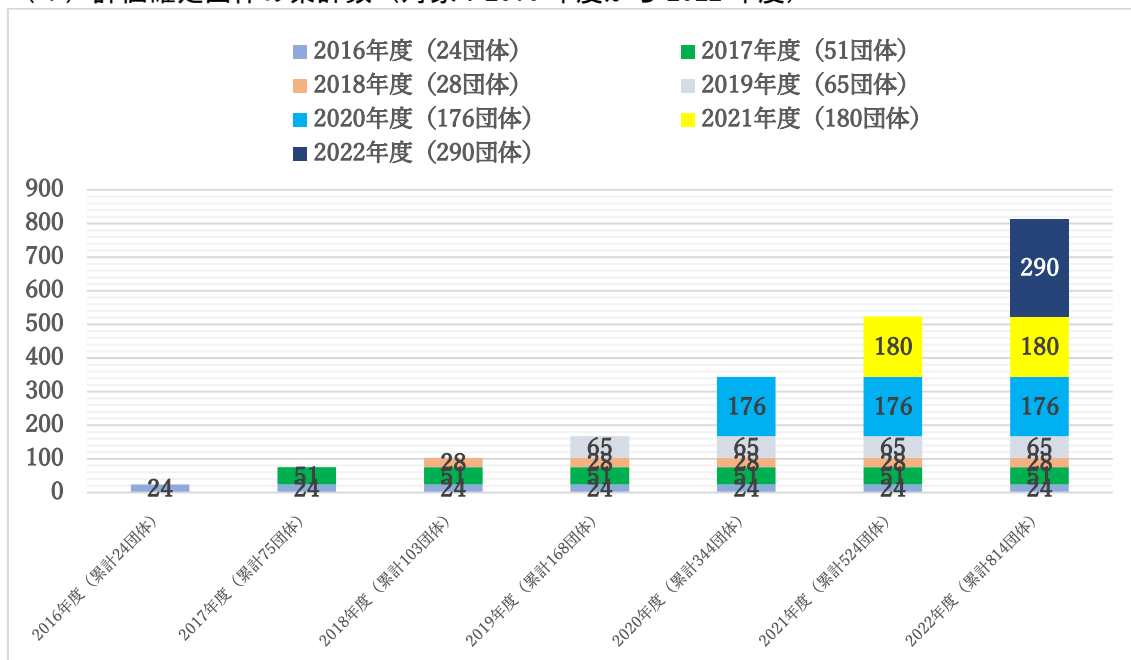
団体数	すべての基準を満たす	基準を満たしていない項目数								
		1項目	2項目	3項目	4項目	5項目	6項目	7項目	8項目	9項目以上
290	30	53	58	38	35	28	13	16	8	11
割合 (%)	10.3%	18.3%	20.0%	13.1%	12.1%	9.7%	4.5%	5.5%	2.8%	3.7%

(4) ベーシック評価旧23基準のうち、基準を満たしていない上位3項目 (対象: 290団体)

分野	項目	基準内容	団体の割合
情報公開	8	法令で定められた書類を事務所に備え置き、閲覧可能な状態にあるとともに定款、役員名簿、事業計画、事業報告書、会計報告書類、役員報酬をウェブサイト上で公開している。	230団体 (79.3%)
ガバナンス	2	定款に基づく役員会(理事会、運営委員会等)を年に2回以上開催している。	143団体 (49.3%)
ガバナンス	5	1事業年度において、役員会(理事会、運営委員会等)または社員総会(評議員会)で、法令および定款で定める事項の他、以下の内容の審議を行っている。 ①事業計画・予算計画・事業報告・決算報告 ②役員の報酬に関する規程	100団体 (34.5%)

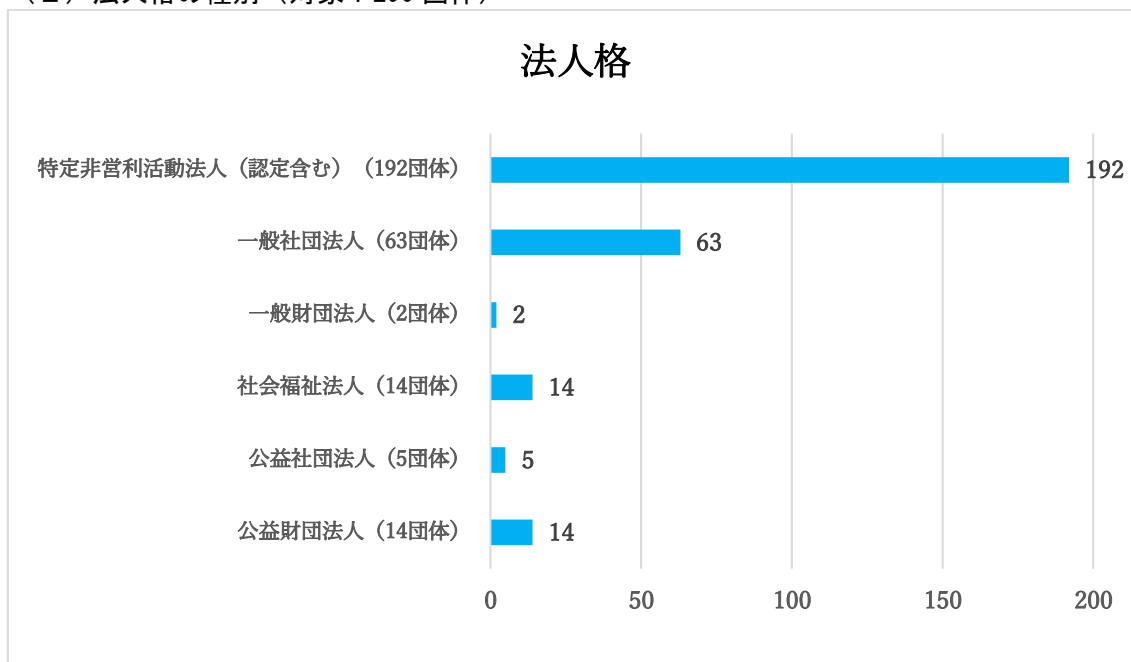
3 評価受診団体の概要

(1) 評価確定団体の累計数 (対象: 2016年度から2022年度)



2022年度にベーシックガバナンスチェックを受診した団体は290団体となった。累計では814団体が受診した。

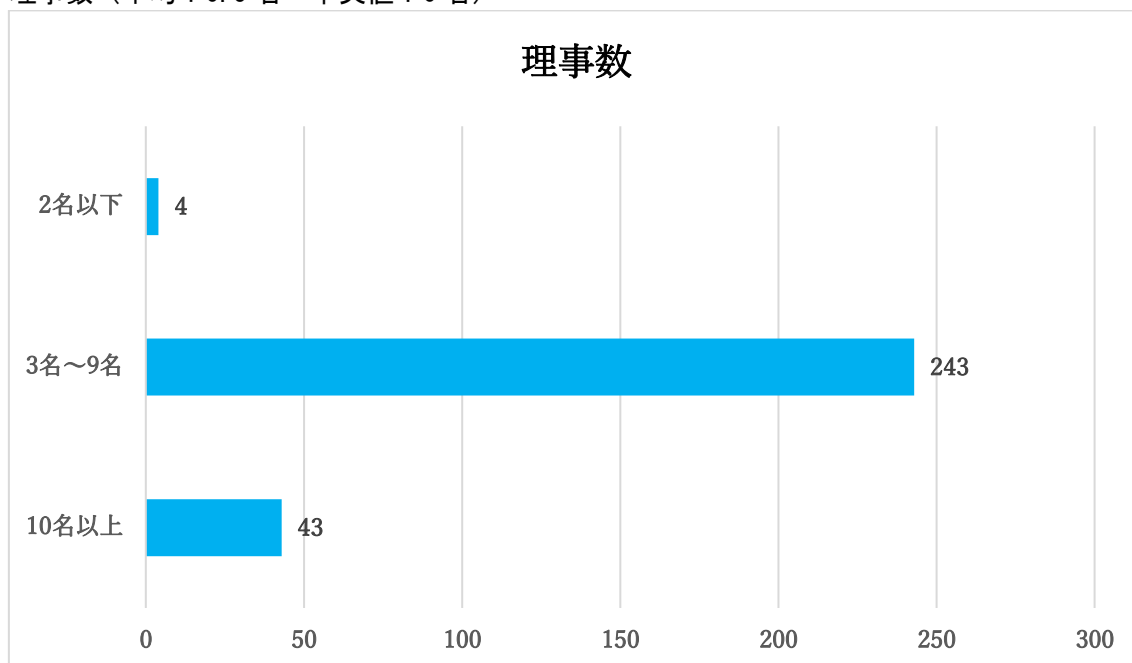
(2) 法人格の種別 (対象: 290団体)



法人格別では、特定非営利活動法人 (認定含む) が1番多く、次いで一般社団法人が受診した。

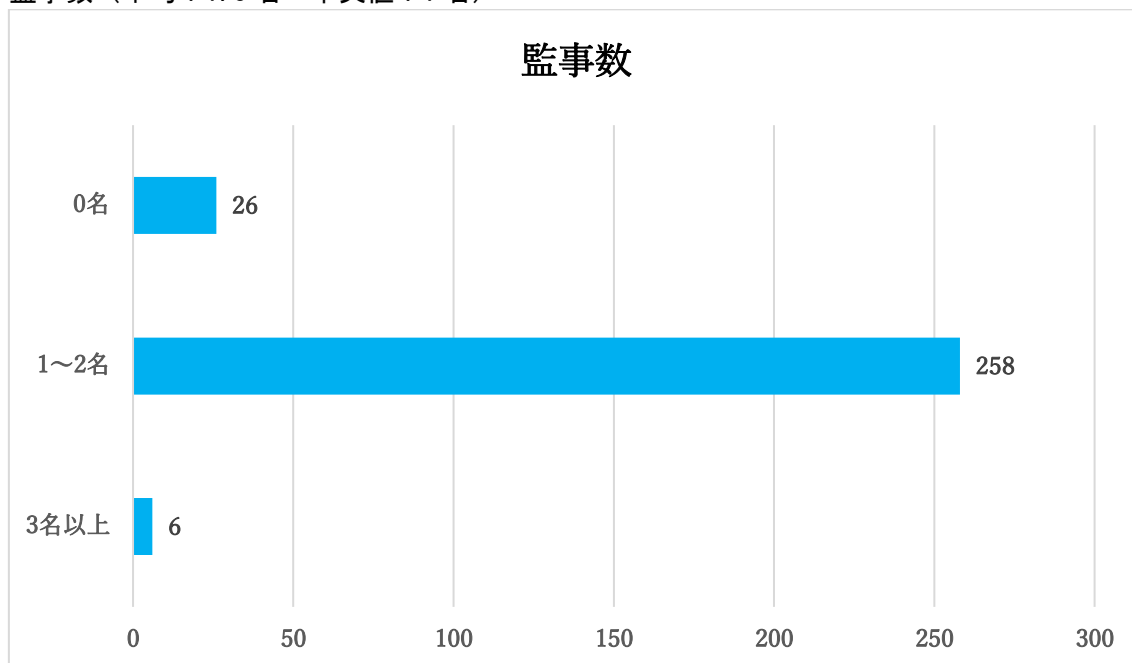
(3) 理事数、監事数 (対象 : 290 団体)

理事数 (平均 : 6.5 名 中央値 : 6 名)



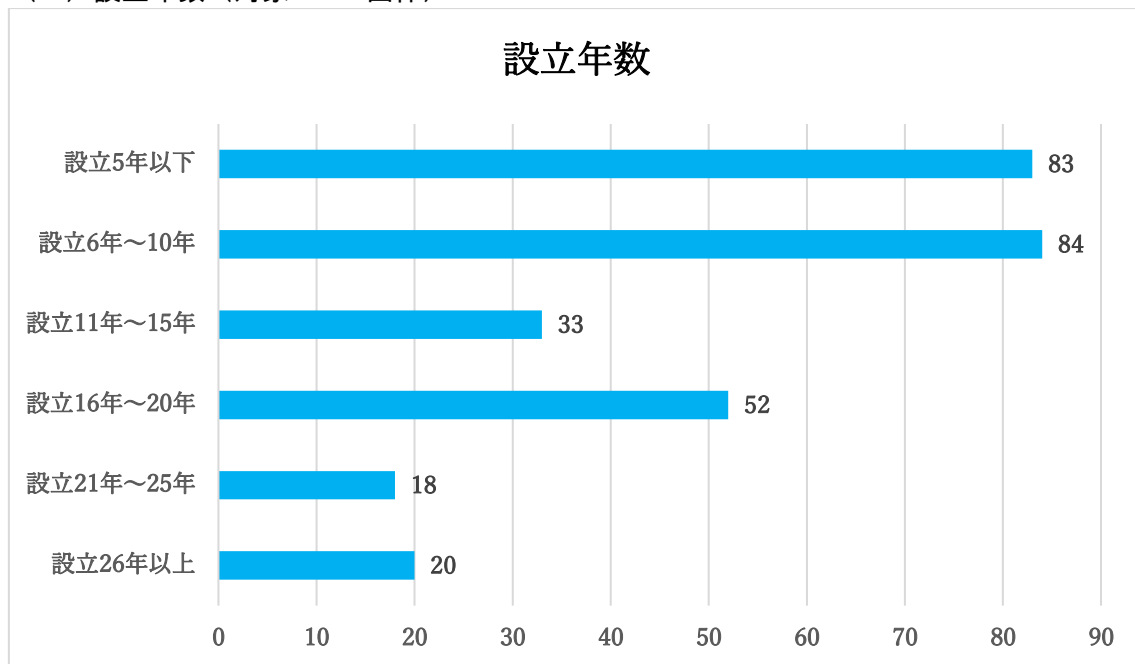
1 団体あたりの理事就任数は、3 名~9 名が 243 団体であった。次いで 10 名以上は 43 団体であった。※理事 2 名以下の団体は、理事会非設置の団体である。

監事数 (平均 : 1.3 名 中央値 : 1 名)



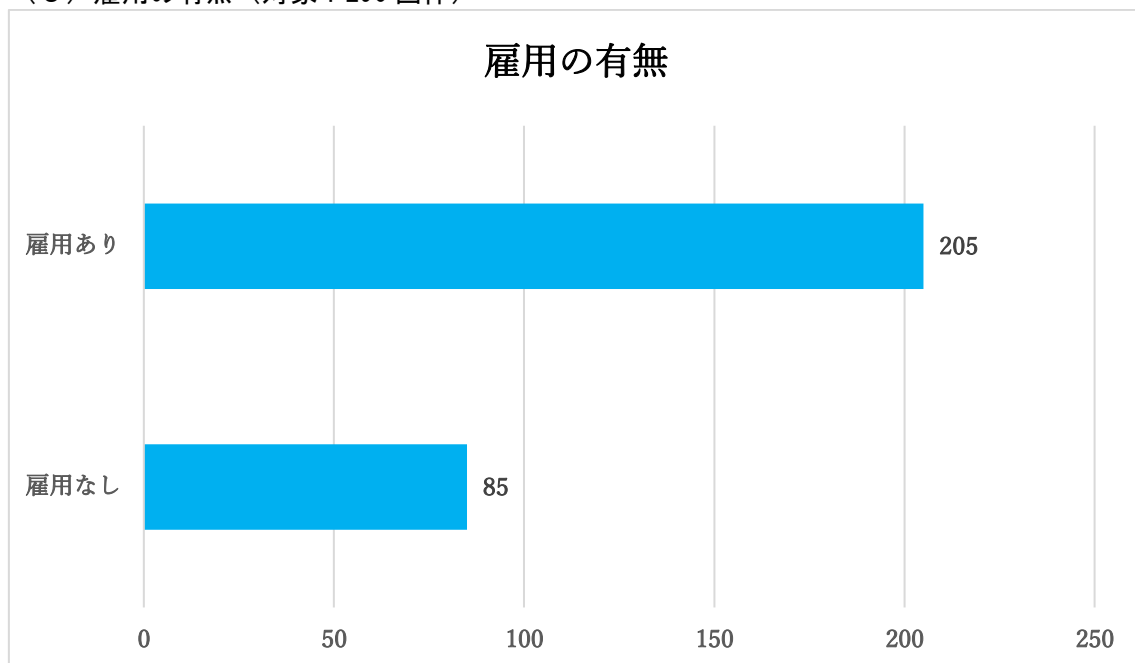
1 団体あたりの監事就任数は、1~2 名が 258 団体であった。0 名の団体は監事非設置型であり 26 団体であった。

(4) 設立年数 (対象：290 団体)



設立年数は、評価受診年度（2022 年度）を基準とした経過年で計算している。
 設立 6 年～10 年以下が最多の 84 団体であった。

(5) 雇用の有無 (対象：290 団体)



4 評価項目ごとの傾向

(1) ベーシック評価基準（23 基準）の達成項目数と団体数（対象：290 団体）

団体数	すべての基準を満たす	基準を満たしていない項目数								
		1 項目	2 項目	3 項目	4 項目	5 項目	6 項目	7 項目	8 項目	9 項目以上
290	30	53	58	38	35	28	13	16	8	11
割合 (%)	10.3%	18.3%	20.0%	13.1%	12.1%	9.7%	4.5%	5.5%	2.8%	3.7%

※理事会非設置型（該当 21 団体）では、「【項目 2】定款に基づく役員会（理事会）を年に 2 回以上開催している」が基準を満たしていないとなる。

※監事非設置型（該当 26 団体）では、「【項目 6】監事は監査を行っている」が基準を満たしていないとなる。

(2) JCNE ウェブサイトでの評価結果公開率（対象：290 団体）

公開あり	公開なし
89 団体 (30.7%)	201 団体 (69.3%)

※公開要件に該当する団体は、希望によりウェブサイトでの評価結果を公開している。

※一般社団法人において理事会設置型、非営利型に当てはまらない場合（該当 23 団体）は、評価結果は非公開となる。

(3) ベーシック評価基準 23 項目ごとの基準達成（対象：290 団体）

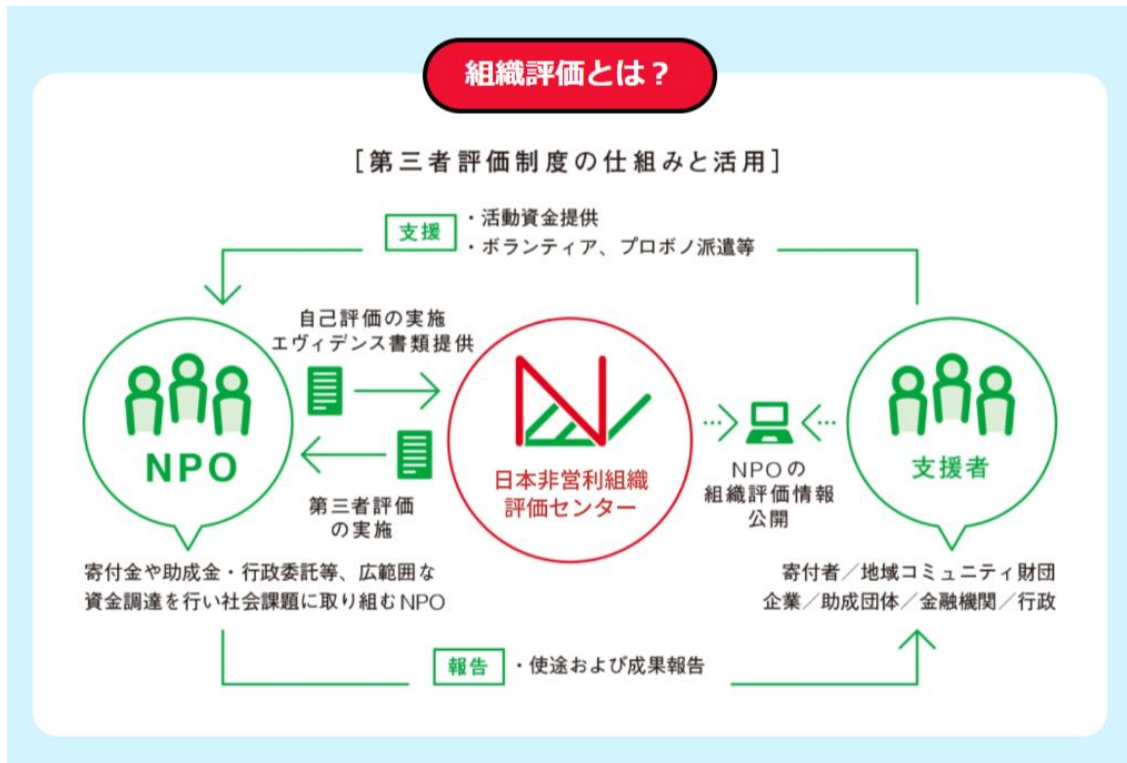
※すべての基準を満たしている団体は 30 団体

※項目 21～項目 23 は雇用がある 205 団体が対象

分野	項目 No	基準内容	基準未達団体数
ガバナンス	1	法令および定款に則って代表者および役員（理事 3 人以上、監事 1 人以上）を選任または解任している。	61 団体 (21.0%)
	2	定款に基づく役員会（理事会、運営委員会等）を年に 2 回以上開催している。	143 団体 (49.3%)
	3	社員総会（評議員会）を年に 1 回以上、実際に開催している。	18 団体 (6.2%)
	4	役員会および社員総会（評議員会）の議事録を定款および法令に基づいて作成している。	41 団体 (14.1%)
	5	1 事業年度において、役員会（理事会、運営委員会等）または社員総会（評議員会）で、法令および定款で定める事項の他、以下の内容の審議を行っている。①事業計画・予算計画・事業報告・決算報告 ②役員の報酬に関する規程	100 団体 (34.5%)
	6	監事は監査を行っている。	50 団体 (17.2%)
	7	直近の登記事項を登記している。	53 団体 (18.3%)

情報公開	8	法令で定められた書類を事務所に備え置き、閲覧可能な状態にあるとともに定款、役員名簿、事業計画、事業報告書、会計報告書類、役員報酬をウェブサイト上で公開している。	230 団体 (79.3%)
	9	組織の所在地および問い合わせ方法をウェブサイト上で公開している。	18 団体 (6.2%)
	10	寄付者・支援者等に事業の成果を報告している。	22 団体 (7.6%)
組織の目的と事業の実施	11	組織の目的と事業を文書化している。	6 団体 (2.1%)
	12	非営利型法人である。	5 団体 (1.7%)
	13	組織の目的に沿った単年度事業計画を策定している。	22 団体 (7.6%)
	14	事業の対象となる社会的ニーズや課題を多様な関係者からくみ取る仕組みがある。	20 団体 (6.9%)
	15	各事業の定期的な振り返りや見直しを行っている。	9 団体 (3.1%)
コンプライアンス	16	税金を滞納していない。	4 団体 (1.4%)
	17	個人情報保護に関する規程を定め、取得目的を明示している。	46 団体 (15.9%)
事務局運営	18	会計に関する専門知識をもった担当者またはアドバイザーがいる。	13 団体 (4.5%)
	19	現金の取扱い・資金管理に関して複数人によるチェック体制がある。	23 団体 (7.9%)
	20	法定保存文書の保存をしている。	66 団体 (22.8%)
	21	雇用契約書等で雇用条件の提示を行っている。※	6 団体 (2.9%)
	22	職員の就業状況を把握し、管理している。※	2 団体 (1.0%)
	23	労働保険に加入している。※	4 団体 (2.0%)

資料 1 評価制度の概要・お申込み



評価対象

対象法人	特定非営利活動法人（認定・特例認定含む） 一般社団法人（非営利型） 一般財団法人（非営利型） 公益社団法人 公益財団法人 社会福祉法人
対象書類	被評価団体から提出された定款・規約・マネジメント運営過程の記録書 面・被評価団体のセルフチェック回答データ・登記情報提供サービスから 取得した履歴事項全部証明書・その他、被評価団体から提出された団体情 報
対象期間	評価を申し込む当該年度の事業計画策定プロセスと過去2事業年度分の運 営実績
評価基準	ベーシック評価基準（25項目）

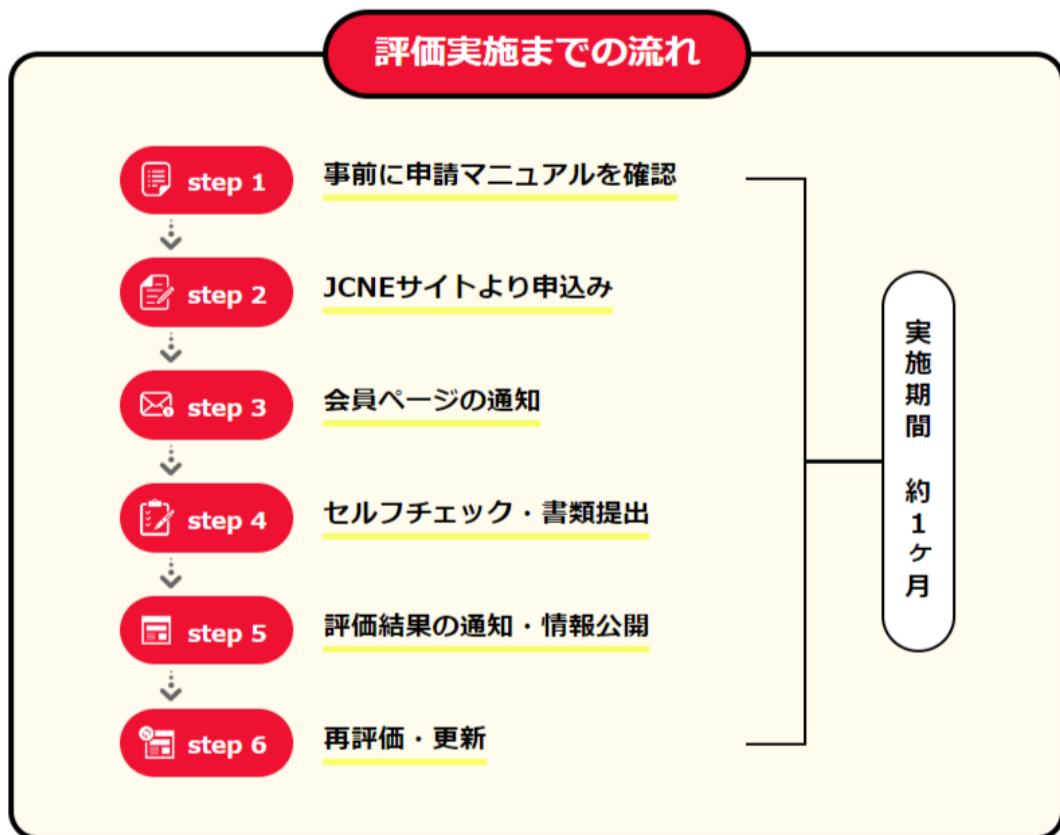
評価料 無料

有効期間 3年間

更新は被評価団体の任意とし、更新時にベーシック評価基準（25項目）に基づき更新評価を行います。更新を行わない団体はベーシックガバナンスチェックリストから除外され、評価結果は非公開となります（現在は無料で評価を実施していますが、将来、制度の有料化に伴い更新料が発生する場合があります。）。

ベーシックガバナンスチェック手順

当センターWebサイト（<https://jcne.or.jp/catalog/>）より『申請マニュアル』をダウンロードし、ご確認ください。



1. ウェブサイトからお申込み

「ベーシックガバナンスチェックお申込みフォーム（https://jcne.or.jp/bgc_entry/）から必要情報をご入力ください。ご回答後、休祭日を除く翌営業日までに、会員ページ発行のご連絡をご連絡いたします。

※翌営業日までにメールが届いていない場合は、お問い合わせください。

2. 会員ページの発行

各団体専用に発行した会員ページにおいて、「セルフチェック回答」、「書類提出」、

「評価結果の確認」、「評価結果情報の公開連絡」、「アンケート回答」を実施します。会員ページの発行より2日以内に、セルフチェックの回答・書類の提出をお願いします。
※不足、不備がある場合は、当センターよりご連絡を差し上げます。

3. JCNE にて評価実施

4. 評価確定通知送付

書類提出から4週間以内をめぐり、評価結果をメールにてご連絡いたします。各団体専用の会員ページからご確認及び結果 PDF データのダウンロードをお願いします。

5. 評価結果公開

評価確定通知のご連絡から10日以内に、評価結果の公開有無をご回答ください。ご回答を確認でき次第、後日ベーシックガバナンスチェックリストにて評価結果を公開します。非公開を希望される場合は、評価結果を非公開といたします。

6. 再評価

「基準を満たしていない」項目がある場合、有効期間内であれば再評価を行います。

ベーシックガバナンスチェックリスト

ベーシック評価基準の評価結果をベーシックガバナンスチェックリストとして公開し随時更新しています。JCNE では、第三者組織評価の情報を公開することで、団体の運営状況を広く社会に伝え、評価情報活用者が自ら判断するための情報として利用される取り組みを進めています。

ベーシックガバナンスチェックリストに掲載されている団体は継続的に第三者評価を受け、情報開示に積極的な透明性の高い非営利組織として、掲載団体への支援を広く社会に対して推奨しています。

一部の被評価団体の評価結果について非公開としています。

- ・被評価団体はベーシックガバナンスチェックリストに評価結果を公開とするか否かについて選択することができます。
- ・条件を満たしていることが確認できなかった場合（非営利組織であることが確認できない、理事会非設置型法人である等）や法令に違反していることが発覚した場合は、評価結果を公開することができません。
- ・更新を行わない団体は有効期間終了後にベーシックガバナンスチェックリストから除外され、評価結果は非公開となります。

ベーシックガバナンスチェックのお申込みに関する Q&A

<https://jcne.or.jp/evaluation/faq/bgc/>



発行日 2024年3月25日 初版

発行元 公益財団法人 日本非営利組織評価センター

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-11-2 日本財団第二ビル3階

TEL(代表) : 03-6457-9721 FAX : 03-6457-9722 E-mail : office@jcne.or.jp

Web サイト : <https://jcne.or.jp/>